

津島市教育・体育施設及び都市公園

津島総合プール管理運営業務仕様書

津島市教育委員会社会教育課

目 次

第 1 施設の概要	4
1 名称	4
2 所在地	4
3 設置の目的	4
4 施設の内容	4
第 2 業務内容	4
1 指定管理者業務の範囲	4
2 指定管理者業務から除く範囲	5
3 指定管理者が行う管理の基準	5
4 施設運営業務	5
5 施設管理業務	5
6 資格等	6
7 再委託	7
第 3 維持管理に要する経費	7
第 4 経理	7
1 財務会計	7
2 立入検査	8
第 5 事業計画・事業報告	8
1 事業計画書	8
2 事業報告書	8
3 業務の記録・報告	8
第 6 物品	9
1 物品の貸与	9
2 物品の帰属等	9
3 物品の管理	9
4 物品の修理	10
5 その他	10
第 7 施設の維持補修・改良及び更新	10
1 維持補修・改良	10

2 更新	10
第8 損害賠償	10
1 施設等の損害	10
2 施設の瑕疵による損害	10
3 保険の付保	11
第9 指定管理者の指定後、指定期間前に行う業務	11
第10 留意事項	11
1 法令等の遵守	11
2 業務の実施	12
3 守秘義務	12
4 公平な運営	12
5 個人情報の安全確保の措置	12
第11 その他	12
別表1 指定管理者業務から除外する施設等	13
別表2 貸与備品一覧表	14

津島総合プール管理運営業務仕様書

この仕様書は、指定管理者による津島総合プールの管理運営に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）に必要な仕様を定めるものとする。

第1 施設の概要

1 名称

津島総合プール

2 所在地

津島市南新開町2丁目74番地

3 設置の目的

スポーツの振興に寄与すること。

4 施設の内容

(1) 建築面積 1,484.920m²

延床面積 1,872.462m²

構 造 鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造

建 築 年 平成3年

(2) 建築物

(屋内プール)

一般用25m（5コース） 水深0.9m～1.1m、

児童用25m（1コース） 水深0.5m～0.7m、幼児用32m² 水深0.4m

ロッカー室（男272個、女184個）、観覧席、監視員室、シャワー室、更衣室、
トイレ

(屋外プール)

50m（8コース） 水深1.3m～1.5m、ロッカー室（男288個、女288個）、

監視員室、器具庫、観覧席、シャワー室、トイレ

(管理棟)

事務室、医務室、玄関ホール、機械室、ポンプ室、採暖室

(屋外)

自動販売機設置部分（2m²、市占有）

(3) 駐 車 場 都市公園（200台）、児童科学館（50台）と共用

第2 業務内容

1 指定管理者業務の範囲

施設を維持管理すること。

2 指定管理者業務から除く範囲

別表 1 に掲げる別に許可を受けて指定管理者が設置する施設、第三者が許可を受けて管理する施設又は占用物件等については、指定管理者業務として管理することを要しない。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 法律その他の関係法令並びに津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成 3 年津島市条例第 1 号）及び津島地域文化広場管理規則（平成18年教育委員会規則第 5 号）及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に扱うこと。
- (3) その他市長が定める基準

4 施設運營業務

- (1) 施設等の安全管理
 - ア 嚴重に鍵を保管して、施設の開錠及び施錠を確実にを行うほか、施設内の事故、盗難等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図ること。
- (2) その他施設の運営に関すること。
 - ア 自動販売機の設置業者と連絡等を行うこと。
- (3) 教育委員会が必要と認める業務を実施すること。

5 施設管理業務

業務の対象は、建築物、電気設備、通信・情報設備、機械設備、消防設備、建築物附属備品、工作物等（以下「建築物等」という。）とする。操作等業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の実施に必要な知識、技能、資格等を有する者が当たるものとする。

- (1) 全般
 - ア 施設管理費の低減を図るための施設管理手法等について、積極的に取り組むこと。
 - イ 施設管理の状況、不備事項等について、市への連絡・報告を密に行い、市と協力して事故防止に努めること。
 - ウ 施設の管理に当たっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達等に努め、環境への配慮を行うこと。
- (2) 建築物等の管理
 - ア 管理計画に基づき、建築物等の性能又は機能を維持するために必要な点検、保守及び清掃を常時及び定期に行うこと。

イ 建築物等に異常を発見したときは、速やかに、利用停止及び応急措置を行い、必要な指示を受けること。

ウ 関係法令等に定めのある建築物等の点検は、当該関係法令等の定めるところにより適切に実施すること。

エ 建築物等

(a) 消防用設備保守点検 別記 1

(b) 自家用電気工作物保安管理 別記 2

(c) 空調設備保守点検 別記 3

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び水道法（昭和32年法律第177号）等の規定に基づく貯水槽清掃及び汚水処理施設維持管理、ねずみ・昆虫等の駆除等を行うこと。 別記 4、 5

(3) 清掃業務

ア 敷地内の樹木の剪定（病虫害の防除を含む。）、除草、消毒、ごみ拾い、屋外設備の拭き掃除等を行い、環境衛生及び美観の維持を行うこと。

イ 施設の環境保全のため管理上、市が必要であると認める業務を行うこと。

ウ 指定管理者業務により生じた廃棄物は、適切に分別を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係規程に基づき、適正に処理すること。なお、資源廃棄物の処理に当たっては、リサイクルに努め、資源の再生化に努めること。

(4) 警備・夜間管理業務

ア 錬成館等施錠時から開錠時まで、機械による警備。毎日2回機動巡回警備隊による巡回警備を行うこと。

イ 児童科学館南側及び東側駐車場の出入口の開閉、施錠、開錠。東公園中央園路南出入口の門扉の閉鎖、施錠を行い、施設の保全及び安全を確保すること。

ウ 開館時間内においては、施設内を適宜巡回し、不審者の侵入防止、火の元・消火器・火災報知機等の目視点検、不審物の除去等を行うこと。

エ 開館時間外においては、機械警備を実施するなど、異常の発生に対して速やかに対応できるようにすること。

(5) 修繕

建築物等に機能不全が生じたときは、市と協議し、速やかに、機能回復のための修繕を行うこと。なお、修繕に係る費用負担は、第8に定めるところによる。

6 資格等

(1) 施設の管理運営に必要な免許、許可、認定等を受けていること。なお、個別の業務について再委託を行う場合は、当該業務について、再委託先がそれぞれ必要

な免許、許可、認定等を受けていること。

- (2) 指定管理者は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから、甲種防火管理者の資格を有する職員を1名以上配置すること（鍊成館管理責任者との兼務を可とする）。その他施設の管理運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、施設に配置すること。ただし、法令等の規定により施設への常駐が義務付けられていない場合は、あらかじめ当該資格を有する者の氏名等を市に届け出ることにより、施設への配置を免除することができる。

7 再委託

- (1) 指定管理者は、指定管理者業務の全部を一括して、又は指定管理者業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けること。

第3 維持運営に要する経費

指定管理者業務は、津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）第9条に規定する利用料金及び市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって行うものとする。

ア 指定管理料は、毎年度予算の範囲内で支払うものとし、指定期間における各年度の指定管理料の額、支払い方法、支払時期その他の細目的事項については、市と指定管理者が協議の上、年度協定で定めるものとする。

イ 指定管理料の額は、施設の管理運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として、変更しないものとする。ただし、指定管理料の額を変更すべき特別の事情が生じた場合は、その都度、市と指定管理者が協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

ウ 人件費のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費については、賃金スライドに基づき、毎年度指定管理料を見直すこととする。

第4 経理

1 財務会計

- (1) 指定管理者業務の実施に当たっては、当該施設の管理運営に係る経理規程を定め、適正な経理を行うこと。ただし、自主事業については、施設の管理運営に係る経理と分けて、別途経理を行うこと。
- (2) 予算は、原則として、毎年度収支計画に定めた科目の予算の範囲内で執行するものとする。ただし、経理規程の定めるところにより、科目間の予算の流用をすることができるものとする。

- (3) 経費及び収入は、法人その他の団体の口座と別の口座で管理すること。

2 立入検査

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等について、実地調査を行うことができる。

第5 事業計画・事業報告

1 事業計画書

毎年度、事業計画書及び収支計画書を作成し、年度開始1月前までに市に提出すること。

2 事業報告書

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了ごとに、指定管理者業務について事業報告書を作成し、当該年度終了後30日以内に、市に提出すること。
- (2) 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年規則第4号）第10条の規定に基づき、事業報告書に記載する事項は、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況その他管理運営に関する事項とし、その具体的な内容は、包括協定で定める。

3 業務の記録・報告

(1) 日報

指定管理者の内部記録として、日ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、特記事項等を記録し、整理すること。なお、市から求めがあったときは、これを提出すること。

(2) 月次報告

月ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況、事故・苦情等の内容・対応等に関する報告書を作成し、当該月の終了後10日以内に、市に提出すること。なお、報告書に記載する具体的な内容は、包括協定で定める。

(3) 四半期報告

四半期ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況、利用者ニーズの状況、事故・苦情等の内容・対応等に関する報告書を作成し、当該期の終了後10日以内に、市に提出すること。なお、報告書に記載する具体的な内容は、包括協定で定める。

(4) モニタリングと評価の実施

施設の管理運営に係る業務の実施状況、要求水準の達成状況等について、市が別に定めるガイドラインに従って、モニタリングを実施し、評価を行う。

(5) 業務完了書の作成

施設修繕等の施設管理に関する業務を実施した場合は、業務完了書を作成してください。

(6) 実地調査・指示

提出された報告の内容に基づき、指定管理者業務に改善の必要があると認めたときは、実地に調査し、必要な指示を行う。

(7) 指定管理者に対する監査

指定管理者に対する監査は、地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の業務にかかる出納関連業務について実施する。監査の対象は法令上管理にかかる出納関連の業務とされ、指定管理者の管理業務そのものが監査の対象となるわけではないが、監査の実施機関は設置者である自治体の事務を監査する一環として必要があれば指定管理者に対して出頭を求め、調査し、帳簿書類その他の記録の提出を求める権限も持つことから、実務的には指定管理者の管理業務そのものが事実上監査の対象となる。

第6 物品

1 物品の貸与

市は、指定管理者業務に使用する物品のうち備品について、別表2「貸与備品一覧表」のとおり指定管理者に貸与する。

指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動については、随時市に報告すること。

2 物品の帰属等

- (1) 指定管理者業務に使用する物品の調達に当たり、指定管理者が当該施設の管理運営に要する経費で購入した物品は、指定管理者に帰属する。
- (2) 指定管理者が持ち込んだ物品及び指定管理者が調達した物品は、指定期間終了後、指定管理者の費用と責任で撤去すること。ただし、市と指定管理者の協議において合意した場合は、市に対して、これを引き継ぐことができる。

3 物品の管理

- (1) 市に帰属する物品（以下「市有物品」という。）は、津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）に基づき管理を行い、その取得、廃棄等の異動については、市と協議して行うこと。
- (2) 市有物品のうち備品の管理は、貸与備品管理台帳を作成して行うものとし、貸与備品管理台帳は、市の求めに応じ、これを提出すること。
- (3) 指定管理者に帰属する物品は、市有物品と区分できるよう表示を行うこと。

4 物品の修理

市有物品のうち備品の補修・改良については、指定管理者が負担するものとする。ただし、指定管理者の責めに帰することができない事由による場合、及び更新が必要となる場合は、市及び指定管理者で協議し、その経費を負担する者を定めることができる。

5 その他

- (1) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に市の照合を受けなければならない。

第7 施設の維持補修・改良及び更新

指定管理者が管理運営を行う建築物等の維持補修、改良及び更新に要する経費の負担は、次のとおりとする。

1 維持補修・改良

- (1) 通常の維持管理又は毀損したものの原状回復については、指定管理者が自己の責任及び負担により行うものとする。ただし、その経費の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が1件につき50万円を超える場合、又はその経費の年間累計額が当該年度の収支計画に定めた予算額を超えることとなる場合は、あらかじめ協議の上、その全部又は一部を市の負担とすることができる。
- (2) 資産価値を高め、又は耐久性を増すために行う改修については、市の責任及び負担により行うものとする。ただし、その経費の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が、1件につき50万円以下となる場合は、市及び指定管理者が協議し、その経費を分担することができる。

2 更新

- (1) 指定管理者業務の運営上の事由又は指定管理者の責めに帰すべき事由により必要となった施設の更新は、指定管理者の責任及び負担により行うものとする。
- (2) 経年劣化その他指定管理者の責めに帰することができない事由による施設の更新は、市の責任及び負担により行うものとする。

第8 損害賠償

1 施設等の損害

指定管理者は、指定管理者業務の実施に当たり、故意又は過失により管理運営を行う建築物等又は市有物品（備品に限る。）を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償すること。ただし、市は特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 施設の瑕疵による損害

- (1) 建築物等の設置の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、市がこれを賠償する。ただし、指定管理者が行った維持補修等に起因して第三者に損害を生じた場合は、指定管理者がこれを賠償すること。
- (2) 建築物等の管理の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、市又は指定管理者がこれを賠償する。この場合において、市が賠償したときは、その範囲内で指定管理者に求償するものとする。

3 保険の付保

指定管理者は、施設の管理運営上の瑕疵に起因する事故の発生等に対応するため、施設賠償責任保険、補償保険等の保険に加入すること。

第9 指定管理者の指定後、指定期間前に行う業務

- 1 協定項目についての協議、配置する職員等の確保、職員の研修、各種業務に関する規程等の作成及び協議等を行うとともに、市からの業務の引継ぎを受けること。
- 2 指定管理者業務の引継ぎに関すること。
 - (1) 次期指定管理者決定から指定期間終了まで（以下「習得期間」という。）において、必要書類作成、各種印刷物作成業務又は事務引継ぎ及び各業務の習得を行うこと。ただし、習得期間の費用については、次期指定管理者の負担とする。
 - (2) 指定期間終了時に次期指定管理者又は当市が円滑かつ支障なく津島総合プール等の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

第10 留意事項

1 法令等の遵守

次に掲げるもののほか、指定管理者業務を行うに当たっては、関係法令が適用される場合は、これを遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）その他の施設・設備の維持及び保守点検に関する関係法令
- (4) 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年津島市条例第25号）
- (5) 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年津島市規則第4号）

- (6) 津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）
- (7) 津島地域文化広場管理規則（平成18年教育委員会規則第5号）
- (8) 津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）
- (10) 津島市個人情報保護条例（平成16年津島市条例第27号）
- (11) 津島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月21日津島市条例第17号）令和5年4月1日施行
- (12) 津島市暴力団排除条例（平成23年津島市条例第3号）
- (13) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付津島市長・津島警察署長締結）

2 業務の実施

- (1) 指定管理者が施設の管理に係る各種規定・要領等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- (2) 個人情報の適正な管理のために必要な措置をとること。
- (3) 水道光熱費、電話料、郵便料等の公共料金を遅滞なく支払うこと。

3 守秘義務

指定管理者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。指定期間終了後においても同様の取り扱いとする。

4 公平な運営

- (1) 公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- (2) 特定の団体等が有利不利となるような運営を行わないものとし、障がい者、高齢者等の利用について配慮すること。

5 個人情報の安全確保の措置

- (1) 指定管理者は、その保有する個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (3) その他個人情報の取扱いに関し必要な事項は、包括協定で定める。

第11 その他

この仕様書に記載のない事項及び業務の内容に疑義が生じた場合は、市と協議を行うこと。

別表 1 指定管理者業務から除外する施設等

施設等	件数	場所	備考
自動販売機	2 台	津島市総合プール 屋外	

別表2 貸与備品一覧表

品目	年月 日	品名	品質規格	整理番 号 連番自	整理番 号 連番至	呼 称 単 位	数 量
机	H3.3. 31	机(片袖)	SD-S5S3	0000550 4 202	0000550 4 207	台	6
机	H3.3. 31	机(両袖)	SD-S1D33	0000550 6 208	0000550 6 208	台	1
机	H3.3. 31	机(両袖)	SD-S1D33	0000550 7 209	0000550 7 210	台	2
机	H4.9. 1	脇机		0000551 2 211	0000551 2 212	台	2
椅子	H3.3. 31	椅子	CR-8	0000553 1 738	0000553 1 738	脚	1
椅子	H3.3. 31	椅子	CR-2	0000553 4 739	0000553 4 746	脚	8
椅子	H3.3. 31	椅子	HP-CK4D	0000553 7 747	0000553 7 748	脚	2
椅子	H3.3. 31	椅子	CK-M28D	0000553 8 749	0000553 8 768	脚	20
椅子	H5.7. 1	回転イス	CR-7	0000554 2 804	0000554 2 804	脚	1
戸棚	H3.3. 31	更衣ロッカー	LK-P30M	0000555 5 045	0000555 5 048	台	4
戸棚	H3.3. 31	更衣ロッカー	LK-P30M	0000555 7 048	0000555 7 053	台	6
戸棚	H3.3. 31	男子更衣ロッカー	KL-8B	0000556 3 054	0000556 3 087	台	34
戸棚	H3.3. 31	女子更衣ロッカー	KL-8G	0000556 8 088	0000556 8 110	台	23
戸棚	H3.3. 31	男子更衣ロッカー	KL-18B	0000557 1 111	0000557 1 126	台	16
戸棚	H3.3.	女子更衣ロッカー	KL-18G	0000557	0000557	台	16

	31			7 127	7 142		
戸棚	H7.6. 8	貴重品ロッカー	KLK50MKL KB-50	0000558 1 143	0000558 1 143	台	1
棚	H3.3. 31	デスク用補助棚	SDA-5C	0000558 7 159	0000558 7 165	台	7
棚	H3.3. 31	ビート板整理棚	JG9181	0000559 0 166	0000559 0 166	台	1
棚	H4.7. 1	ビート板整理棚		0000559 3 168	0000559 3 168	台	1
箱	H3.3. 31	シューズボックス	SX-46T	0000562 7 098	0000562 7 098	個	1
箱	H3.3. 31	シューズボックス	SLK-WT24	0000562 8 099	0000562 8 100	個	2
箱	H3.3. 31	消火器ボックス	20型2本入	0000576 9 101	0000576 9 101	個	1
箱	H3.3. 31	消火器ボックス	10型1本入	0000577 1 102	0000577 1 102	個	1
黒板等	H3.3. 31	ホワイトボード	BB-R236 G	0000579 5 034	0000579 5 034	枚	1
諸器具機械	H3.3. 31	レジスター	CE-2104T	0000587 7 031	0000587 7 031	台	1
諸器具機械	H3.3. 31	プールロボット	JN9030	0000589 7 032	0000589 7 032	台	1
諸器具機械	H3.3. 31	プールロボット	JN9010	0000589 9 033	0000589 9 033	台	1
諸器具機械	H3.3. 31	プールクリーナー	JN9020	0000590 0 034	0000590 0 035	台	2
諸器具機械	H3.3. 31	電動ポリシャー	JN9450	0000590 2 036	0000590 2 037	台	2
諸器具機械	H8.5. 9	全自動洗濯機	サンヨーASW 500S	0000594 3 055	0000594 3 055	台	1
諸器具機械	H8.5. 9	衣類乾燥機(専用ユニット 台付)	CD40Y1	0000594 8 056	0000594 8 056	台	1
諸器具機械	H15.	天井埋込型空調機器	三菱重工	0002240	0002240	台	1

	3.20			7 062	7 062		
諸器具機械	H16. 3.20	人工芝アストロターフ	2,000 × 1000	0002332 0 063	0002332 0 084	枚	22
諸器具機械	H29. 6.30	自動券売機	VT-G20M	0002332 1 085	0002332 1 085	台	1
教養、娯楽 体育用品	R1.6. 21	コースロープ	EHB327	619	619	本	9
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	コースロープ巻取機	JF9304	0000634 3 182	0000634 3 185	台	4
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	監視台	JG9600	0000634 4 186	0000634 4 189	台	4
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	救命リングブイ	JG9030	0000634 8 190	0000634 8 199	個	10
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	監視台	JG9215	0000635 3 200	0000635 3 205	台	6
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	残留塩素測定器	JN9600	0000635 7 206	0000635 7 207	台	2
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	水温計	JG9240	0000636 3 208	0000636 3 209	台	2
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	水温計スペア	JS9241	0000636 7 210	0000636 7 211	台	2
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	丸型湿温計	JG9140	0000637 4 212	0000637 4 213	台	2
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	単発信号機	JH9101	0000637 8 214	0000637 8 215	台	2
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	モクヘリン	JH9200	0000639 3 216	0000639 3 223	個	8
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	脂肪厚計	LC9400	0000640 5 224	0000640 5 224	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	肺活量計	LE9012	0000641 0 225	0000641 0 225	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	背筋力計	LB9101	0000641 6 226	0000641 6 226	台	1
教養、娯楽	H3.3.	フリッカー値測定器	LZ9011	0000642	0000642	台	1

体育用品	31			0 227	0 227		
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	ジャンプメーター		0000642 5 228	0000642 5 228	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	握力計		0000643 1 229	0000643 1 229	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	上体そらし測定器		0000643 4 230	0000643 4 230	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	体前屈測定器		0000643 6 231	0000643 6 231	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	ふみだい昇降台		0000644 0 232	0000644 0 232	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	プールフロアー		0000644 3 233	0000644 3 257	枚	25
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	プール仕切り手摺		0000645 7 258	0000645 7 282	本	25
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	テレビ専用台付		0000646 0 283	0000646 0 283	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	テレビ		0000646 2 284	0000646 2 285	台	2
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	プールカバー		0000649 0 286	0000649 0 293	枚	8
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	プールカバー巻き取り機		0000649 3 294	0000649 3 294	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.3. 31	プールカバー心棒		0000649 8 295	0000649 8 302	本	8
教養、娯楽 体育用品	H3.6. 7	放送機器		0000650 6 303	0000650 6 303	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.6. 7	国旗掲揚セット		0000651 6 304	0000651 6 304	式	1
教養、娯楽 体育用品	H3.8. 9	残留塩素測定器		0000652 4 306	0000652 4 306	台	1
教養、娯楽 体育用品	H3.8. 21	ガス検知器		0000652 5 307	0000652 5 307	台	1
教養、娯楽	H3.9.	プールカバー運搬車		0000652	0000652	台	1

体育用品	4			9 308	9 308		
教養、娯楽 体育用品	H3.1 1.1	スポーツタイマー		0000653 7 310	0000653 7 310	台	1
教養、娯楽 体育用品	H4.3. 1	プールカバー	幼児用	0000654 7 318	0000654 7 318	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H4.6. 1	選手用ベンチ		0000655 9 319	0000655 9 336	脚	18
教養、娯楽 体育用品	H4.7. 1	スポーツタイマー		0000656 4 338	0000656 4 338	台	1
教養、娯楽 体育用品	H5.7. 1	ガーデンセット		0000662 8 399	0000662 8 399	式	1
教養、娯楽 体育用品	H5.8. 1	休憩用ベンチ		0000663 4 400	0000663 4 402	脚	3
教養、娯楽 体育用品	H6.3. 1	ホームベンチ		0000665 7 407	0000665 7 407	脚	1
教養、娯楽 体育用品	H6.5. 1	ホームベンチ		0000667 1 416	0000667 1 416	脚	1
教養、娯楽 体育用品	H6.1 1.1	残留塩素測定器		0000667 5 421	0000667 5 421	台	1
教養、娯楽 体育用品	H6.1 1.1	ラジオカセット	ナショナル	0000667 7 422	0000667 7 422	台	1
教養、娯楽 体育用品	H7.1 2.13	プールカバー	JF9111	0000680 6 433	0000680 6 440	枚	8
教養、娯楽 体育用品	H8.4. 13	デジタル体重計		0000681 0 455	0000681 0 455	台	1
教養、娯楽 体育用品	H13. 12.4	保温シート		0002229 0 531	0002229 0 547	枚	17
教養、娯楽 体育用品	H14. 3.29	人工芝アストロターフ	ゴム付	0002229 1 558	0002229 1 558	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H15. 10.9	コースロープ	HB-007	0002331 5 592	0002331 5 594	本	3
教養、娯楽 体育用品	H15. 12.1	コースロープ	HB-007	0002331 6 601	0002331 6 602	本	2
教養、娯楽	H14.	プールフロア	RF-V1	23321	23321	枚	1

体育用品	5.13			559	559		
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23322 560	23322 560	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23323 561	23323 561	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23324 562	23324 562	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23325 563	23325 563	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23326 564	23326 564	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23327 565	23327 565	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23328 566	23328 566	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23329 567	23329 567	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23330 568	23330 568	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23331 569	23331 569	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23332 570	23332 570	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H14. 5.13	プールフロア	RF-V2	23333 571	23333 571	枚	1
教養、娯楽 体育用品	H15. 3.13	人口芝	アストターフ 52m	23335 590	23335 590	枚	1
標札	H3.3. 31	総合案内板		0000846 3 001	0000846 3 001	枚	1
標札	H3.3. 31	天上吊りサイン		0000847 0 002	0000847 0 002	枚	1
標札	H3.3. 31	天上吊りサイン		0000847 2 003	0000847 2 005	枚	3
標札	H3.3.	ピクト(突き出し)男女ロッカ		0000847	0000847	枚	2

	31	—		7 006	7 007		
標札	H3.3. 31	ピクト変形男女トイレシャワ ー室		0000848 2 008	0000848 2 009	枚	2
標札	H3.3. 31	ピクト平付		0000848 8 010	0000848 8 011	枚	2
標札	H3.3. 31	ピクト身体障害者用トイレ		0000849 4 012	0000849 4 012	枚	1
標札	H3.3. 31	ピクト平付け変形附属棟男 女更衣ロッカート		0000850 1 013	0000850 1 014	枚	2
標札	H3.3. 31	室名札平付け		0000850 8 015	0000850 8 029	枚	15
標札	H3.3. 31	案内サイン壁付けロッカー 使用上の注意		0000851 3 030	0000851 3 033	枚	4
標札	H3.3. 31	カウンターサイン		0000851 7 034	0000851 7 034	枚	1
標札	H3.3. 31	切文字		0000852 2 035	0000852 2 035	枚	1
標札	H3.1 1.1	背泳用標識		0000855 2 036	0000855 2 036	枚	1
標札	H5.7. 1	行事告知板		0000855 9 037	0000855 9 037	枚	1
標札	H6.5. 1	掲示板		0000856 7 038	0000856 7 038	枚	1
一般医療診 察	H3.3. 30	ベット		0000857 3 005	0000857 3 005	台	1
一般医療診 察	H3.3. 30	担架		0000858 2 006	0000858 2 007	台	2
一般医療診 察	H3.3. 30	身長計		0000858 5 008	0000858 5 008	台	1
一般医療診 察	H3.3. 30	体重計		0000858 7 009	0000858 7 009	台	1
一般医療診 察	H3.3. 30	人工蘇生器		0000859 4 010	0000859 4 011	台	2
一般医療診	H3.3.	血圧計		0000859	0000859	台	1

察	31			8 012	8 012		
雑品	H3.3. 31	ワゴン	SD-DF46C	0000864 8 041	0000864 8 041	台	1
雑品	H3.3. 31	ビジネスキッチン	BK-2	0000865 1 042	0000865 1 042	台	1
雑品	H3.3. 31	電話台	TL-60	0000865 6 043	0000865 6 045	台	3
雑品	H3.3. 31	電話台	TT-81R	0000866 9 046	0000866 9 046	台	1
雑品	H3.3. 31	サインスタンド	GB-S4	0000867 2 047	0000867 2 048	台	2
雑品	H3.3. 31	パーティションスタンド	GB-PS4	0000867 5 049	0000867 5 052	台	4
雑品	H3.3. 31	パーティションロープ	GB-PR2R	0000867 8 053	0000867 8 055	本	3
雑品	H4.8. 1	抽選機		0000871 2 116	0000871 2 116	個	1
雑品	H4.8. 1	抽選機整理器		0000871 5 117	0000871 5 117	個	1
雑品	H3.3. 31	クリーンネット	JN9100	0000872 0 056	0000872 0 060	枚	5
雑品	H3.3. 31	蛍光ランタン		0000872 6 061	0000872 6 062	台	2
雑品	H3.3. 31	パネルフック		0000872 7 063	0000872 7 109	本	47
雑品	H3.3. 31	脚立	SP-35N	0000873 7 110	0000873 7 110	台	1
雑品	H3.3. 31	電気ポット		0000873 9 111	0000873 9 112	台	2
雑品	H3.3. 31	洗濯機	DR-D40F1	0000874 3 113	0000874 3 113	台	1
雑品	H3.3. 31	ポスト	F-38	0000874 5 114	0000874 5 114	台	1
雑品	H3.8.	ベビーベッド		0000876	0000876	台	1

	9		2 115	2 115		
--	---	--	-------	-------	--	--

津島総合プール消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

津島地域文化広場総合プール

津島市南新開町 2 丁目74番地

2 点検機器

(1) 非常警報設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
操作部	増幅器	1 台
	スピーカー回線	1 式
	作動試験	1 式
スピーカー		35 個
音量調整器		18 個
付属品	チューナー・他	1 式
電源装置		1 式
配線点検		1 式

(2) 自動火災報知設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
受信機	P 型 1 級・R 型	1 台
感知器	差動式スポット型	36 個
	定温式スポット型	1 個
	光電式スポット型	8 個
発信器	P 型・R 型	5 個
表示灯		5 個
音響装置		6 個
電源装置	常用・予備蓄電池	1 式

(3) 誘導灯設備

設 備 内 容	適 要	数 量
誘導灯		11 台
電源装置	常用・予備蓄電池	1 式

(4) 非常灯設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
機器格納箱	放水用器具	46 台
電源装置	常用・予備蓄電池	1 式

(5) 消火器具設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
消火器	小型（加圧）外観	19 本
	小型（加圧）機能	2 本
	小型（加圧）詰替	1 本

3 点検内容

消防法及び同法施行令、施行規則に定められた点検基準により点検し、所定の点検票を 2 通提出する。

4 点検回数

- (1) 外観及び機能点検 年 1 回（9 月）
- (2) 総合点検 年 1 回（3 月）

5 その他

点検結果により、本設備の機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、速やかに補修その他の所要の処理を行う。

津島総合プール自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 保安管理業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、委託者の通知を受け毎週 1 回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第 2 4 9 号第 4 条の規定により工事中点検は行わないものとします。

エ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、委託者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとします。

オ 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行います。

カ 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ 電気事業法に規定する立入検査には、その都度委託者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせます。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行います。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ 前各号のほか委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、委託者は委託者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するものの。

イ オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク 業務上の都合等甲の理由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか委託者が確認を行うものとします。

2 相互の連絡

- (1) 委託者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとします。

① 遅滞なく連絡する事項

ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

② その他連絡する事項

ア 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

- ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
 - エ 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - オ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - カ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - キ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - ク 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - ケ 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - コ 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - サ 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - シ その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 受託者は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア 受託者の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。

需要設備①

3 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物には、委託者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は協議のうえ受託者が設置し所有するものとします。
- (3) 委託者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するもの

とします。

- (6) 委託者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

4 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受託者は、委託者との保安全管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担するものとします。
- (3) 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 受託者は、委託者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

6 その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度相互に協議するものとします。

別 表 点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (二次変電設備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の

		絶縁抵抗測定			○※ 1	都度
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

需要設備②

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	Ⅱ	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1、6	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
		温度チェック		○		
		漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定		○※ 1	○※ 1	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	

遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ	受電設備 と同じ
----------------------	---------	-------------

注(1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

- (2) 定期点検B（Ⅰ）は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検B（Ⅱ）は停電をして行う点検（停電点検）をいいます。なお、定期点検B（Ⅰ）を実施する場合は3年に1回は定期点検B（Ⅱ）を行うものとします。

設備の条件等により定期点検B（Ⅰ）を適用しない場合があります。

- (3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

- (7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとします。

- (8) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

津島総合プール空調設備保守点検業務仕様書

設備の良好な機能を維持するため、下記の点検項目を下表の機器に対して、保守点検作業を実施するものとする。

1 対象施設

津島地域文化広場総合プール（津島市南新開町 2 丁目 74 番地）

2 点検実施時期及び回数

定期点検 年 2 回（6 月、9 月）

3 保守点検作業実施内容

- (1) 装置周囲の清掃
- (2) 圧縮機室の床板清掃
- (3) 絶縁抵抗の測定
- (4) 電流電圧の測定
- (5) 運転電流の測定
- (6) 配線各部の損傷点検
- (7) 各端子の増締め
- (8) 循環油量の点検、補充
- (9) クランクケースヒーターの点検
- (10) 高低圧圧力の確認
- (11) 吸入、吐出温度の点検
- (12) 運転音の確認
- (13) 冷媒量の確認
- (14) 吸入、吐出空気温度の測定
- (15) エアークリーパーの清掃
- (16) 温度調整器の作動点検
- (17) 高低圧圧力開閉器の作動点検
- (18) 容量制御装置の作動点検
- (19) 各リレー標示ランプの点灯確認
- (20) 装置全体の冷媒漏洩検査
- (21) 装置全体の水漏れ検査
- (22) 装置全体のボルト、ビスの緩み点検
- (23) 膨張弁の作動装置状態の確認

(24) フロンの点検

保守点検対象機器一覧表

型 名	数 量
001 号機 PUH－140EKD	1 組
002 号機 PUH－125EKD	1 組
011 号機 PU－35EGD	1 組

津島総合プール害虫駆除業務仕様書

1 業務場所

津島地域文化広場総合プール
津島市南新開町 2 丁目 74 番地

2 業務内容

津島総合プール内 鼠・ゴキブリ殺鼠殺虫駆除定期点検	毎月 1 回
館内全域消毒	発生した場合に実施

3 害虫駆除区域

区 域 津島総合プール内全域（倉庫、ボイラー室、更衣室等も含む）

4 施工条件

ねずみ・ゴキブリの出没を確認した際は直ちに殺鼠・殺虫施工に入ること。

津島地域文化広場污水处理施設維持管理業務仕様書

1 対象施設

津島地域文化広場し尿浄化槽

処理方式 接触ばっき方式合併処理槽 処理対象人員 520 人

津島市南新開町 2 丁目 74 番地

2 業務内容及び点検回数

浄化槽法第 10 条第 1 項に基づき施設・装置の保守点検及び機能の維持管理、清掃、水質管理を行う。

定期点検 毎月 2 回

点検項目	流入系統の状況等
	ばっき槽
	沈殿槽
	消毒槽
	機器類等
	処理水の水質等